

ゴルフ場で使用される農薬による水産動植物被害の防止に係る 指導指針について(案)

1. 経緯

(1) 水質汚濁の防止に係る指導指針

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止するため、平成 2 年に環境省は、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」（平成 2 年 5 月 24 日水質保全局長通知）を定め、地方公共団体が水質保全の面からゴルフ場を指導する際の参考となるよう、排出水中の残留農薬濃度について、水濁に係る指針値を設定した【参考 1】。

また、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（水濁基準）の告示が平成 17 年に改正され、18 年から非水田使用の農薬についても水濁基準を定めることになり、順次水濁基準値の設定が進んだことから、25 年の指導指針改正では、水濁基準値が設定されているものについては、その値の 10 倍値を水濁指針値とする規定を追加した。

都道府県は、ゴルフ場関係者に対し、指導指針の周知徹底を図るとともに、都道府県の実情に応じ、自主的な調査、点検の実施等について指導し、所要の助言に努めている。

なお、水濁指針値は、一般的条件の下で適用すべき暫定的なものとして設定したものであるため、ゴルフ場の立地状況や下流の利水状況等地域の実情に応じ、より厳しい値によって所要の指導を行うことができるとした。

ゴルフ場排水の水質調査結果は、毎年都道府県から環境省へ報告され、とりまとめた結果は HP で公表している【参考 2】。

(2) 水産動植物被害の防止に係る指針値の検討

現在、ゴルフ場で使用される農薬について、生態系保全の面で指導するための指針値は設定されていない。

生態系保全の観点から水産動植物被害の防止に係る農薬登録保留基準（水産基準）の告示が平成 15 年に改正され、17 年から魚類、甲殻類及び藻類に対する毒性値と公共用水域における予測濃度を比較して評価を行うことになったが、それ以前は、水田使用農薬のみを評価の対象としていたことから、ゴルフ場で使用される農薬のほとんどは水産基準による規制の対象外であった。

しかしながら、平成 25 年 3 月の指導指針の改正に関する中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第 33 回）の審議では、水濁指針値の中には「魚が浮くような濃度」のものがああり、水産の基準値を照らし合わせ、何か別途考える必要がある

のではないかと、その意見があり、事務局より、将来の課題として比較検討することとし、水濁と水産の基準値の対比を行うところから検討を進める旨を回答したところである【参考 3】。

指導指針の主な改正の経緯

平成 2 年 5 月：水濁に係る指導指針を定め、指針値を設定（水濁指針値設定農薬数 21 件）。

以後、設定農薬の追加、指針値の改訂等数次に渡り改正（平成 22 年 9 月時点で水濁指針値設定農薬数 72 件）。

平成 18 年 8 月：17 年に水濁基準の告示を改正し、非水田使用農薬も対象に水濁基準値を設定。

平成 25 年 3 月：中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会において、水濁に係る指導指針の改正について審議し、水濁基準値の 10 倍値を水濁指針値とすることで 6 月に指導指針を改正（平成 28 年 11 月現在で水濁指針値設定農薬数 269 件）。

2. 現状と課題

(1) 水濁基準値と水産基準値の比較

平成 28 年 11 月 1 日現在で水濁基準値の設定数が 236 件に対し、水産基準値の設定数は 329 件であり、93 件多い。

水濁基準値は一日摂取許容量（ADI）を基に算出され、水産基準値は水産動植物の急性影響濃度を基に算出されていることから、それぞれの基準値は農薬によって差が生じ、236 件の水濁基準値のうち、111 件（47%）の基準値は水産基準値よりも値が大きくなっている【参考 4】。このため、人畜に被害が生じるおそれがない排出水であっても、水産動植物に被害が発生するおそれがある。

水濁基準値の数		水産基準値の数	
	水産基準値より大きい値		水濁基準値・指針値なし
236	111 (47%)	329	87

平成 28 年 11 月 1 日現在

(2) ゴルフ場排水の水質調査結果

平成 15 年以降の調査では、排水口において水濁指針値を超える事例は見られておらず、また、ほとんどの調査で残留農薬は検出されていない。

こうしたことから、調査の実施数は縮小され、さらに、排水口調査の実施、報告を止めてしまう地方公共団体が増えている。

ゴルフ場排水口等の水質調査結果及び取組状況の推移

調査年度	8	17	25	26	27
全国ゴルフ場数	(2,340)	(2,446)	2,285	2,244	2,244
実施数	1,984	833	545	511	515
調査農薬数	30	45	108	127	125
総検体数	約 103,000	35,687	22,279	17,328	15,902
排水口調査検体数	-	15,749	7,351	4,762	4,068
指針値超過数	1	0	0	0	0
取組県数	-	35	23	24	24

注：全国ゴルフ場数とは、農薬使用計画書を農水省に提出しているゴルフ場の数。

ただし、平成 8、17 年度の括弧書きは（一社）日本ゴルフ場経営者協会調べ。

実施数とは、水質調査を実施したゴルフ場の数。

総検体数とは、サンプル数×調査成分数で、調整池や場外の水域等で採取されたものを含む。

取組県数とは、排水口調査について報告のあった都道府県の数。

実施数、調査農薬数、総検体数は、都道府県から報告のあった数に地方環境事務所調査分を加えたもの。

3. 対応方針

(1) 水産動植物被害の防止に係る指針値の設定

農薬による生態系への影響について関心が高まる中、水産動植物の被害防止について、ゴルフ場による自主管理及び地方公共団体による指導が適切に行われることが必要である。その際、現在ゴルフ場で使用されている農薬のほとんどについて設定されている水産基準値を活用することにより、生態系保全のためのリスク管理が可能と考えられる。

以上により、ゴルフ場で使用される農薬による水産動植物被害を未然に防止するため、地方公共団体が生態系保全の面からゴルフ場を指導する際の参考となる水産指針値を設定する。

(2) 水産動植物被害の防止に係る指針値及び指導指針の性格

ゴルフ場の排水口からの排水の水の農薬濃度を対象とし、公共用水域での希釈を考慮して、水産基準値の 10 倍値を水産指針値とする（水濁指針値は水濁基準値の 10 倍値）。

また、指導指針は、地方公共団体がゴルフ場使用農薬に係る水質実態を的確に把握し、これまでの水質保全とともに、新たに生態系保全の面からもゴルフ場を指導する際の参考となるものとして定めるものであり、法律に基づくような義務や規制を伴うものではないが、この指導指針の適切な運用により、現地の実情に即して、必要に応じ、具体的な改善措置が講ぜられることを期待するものとして位置づける。

なお、水産動植物の被害防止のための水質調査は、これまで実施している水質汚濁

の実態把握のための水質調査の結果が利用できるため、ゴルフ場や地方公共団体における新たな負担はほとんど生じないものと考えられる。

近年の水質調査結果に水産指針値(案)を当てはめた場合、ごく一部で超過する事例が見られる。

水産基準値の 10 倍値を水産指針値(案)とした場合の指針値超過事例

調査年度	排水口調査検体数	超過数	超過農薬 (超過数/検体数)	水産指針値(案) ($\mu\text{g/L}$)	最高値 ($\mu\text{g/L}$)	水濁指針値 ($\mu\text{g/L}$)
22	6,881	2	ダイアジノン (2/187)	0.77	3.0	50 (暫定)
23	7,599	2	ダイアジノン (2/164)	0.77	0.8	50 (暫定)
24	7,030	1	アジキストロン (1/150)	280	400	4,700
		2	林シ銅(有機銅) (2/110)	18	40	200
25	7,351	2	イミダジンアルキルシ酸塩 及びイミダジン酢酸塩 (2/122)	27	52	60 (暫定)
26	4,762	0	-	-	-	-
27	4,067	1	林シ銅(有機銅) (1/59)	18	19	200
		1	ダイアジノン (1/87)	0.77	10	50 (暫定)

有機リン系殺虫剤であるダイアジノンについては、魚類の急性影響濃度($610\mu\text{g/L}$)、甲殻類等の急性影響濃度($0.077\mu\text{g/L}$)等の毒性試験を基に水産基準値が $0.077\mu\text{g/L}$ に設定されている。このため、排水口で最高値 $10\mu\text{g/L}$ が検出された事例では、その後公共用水域では10倍以上に希釈されて $1\mu\text{g/L}$ 以下になると見込まれることから、急性影響濃度と比べると魚類への影響は低いと考えられるが、甲殻類等への影響が懸念される。

(3) 水質調査の取り組み

環境省では平成8年度以降、都道府県から報告されるゴルフ場排水等の水質調査の結果をとりまとめ、公表しているところであるが、ゴルフ場の排水口調査を自ら実施する都道府県がある他、ゴルフ場や市町村に対して調査の実施を求め、又はゴルフ場や市町村と連携して調査を実施している都道府県もある。

しかしながら、平成27年度のゴルフ場の排水口調査は41都道府県で実施されているものの、環境省に調査結果が報告されたのは24都道府県に留まっている。水質汚濁

及び水産動植物被害を未然に防止するには、ゴルフ場から排出される排水口での農薬の残留実態を調査するとともに、その情報を関係者間で共有することが重要である。

このため、都道府県に対して、ゴルフ場や市町村による調査結果についても把握するとともに、得られた情報については関係者間で共有できるよう環境省に提供することを促すものとする。

（４）今後の予定

- ・パブリックコメントの募集（１ヶ月間）
- ・農薬小委員会での審議（パブリックコメントの結果報告）
- ・年度内に水・大気環境局長通知を改正し、関係者へ周知

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針（案）

（平成 2 年 5 月 24 日環水土第 77 号各都道府県知事宛 環境庁水質保全局長通知）

新旧対照表

水濁・水産指針（改定案）	水濁指針（現行：平成 25 年 6 月 18 日改正）
<p><u>ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針</u></p> <p>ゴルフ場における農薬使用の適正化を推進し、水質汚濁の防止を図る観点から、これまで、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針（平成 2 年 5 月 24 日環水土第 77 号環境庁水質保全局長通知）を定め、<u>ゴルフ場周辺の水質等の実態を把握するとともに、水濁指針値を設定し、ゴルフ場に対する指導を願ってきたところである。</u></p> <p><u>しかしながら、水濁指針値は、一日摂取許容量（ADI）を基に設定されているため、農薬によっては、人畜に被害が生じるおそれがない排水水であっても、水産動植物に被害が発生するおそれがあることから、今般、生態系保全の観点からの指針値を新たに設定することとしたところである。</u></p> <p>今後は、<u>水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針に基づきゴルフ場の指導に当たられるとともに、引き続き、関係部局間の連絡を密にする等により、農薬使用の適正化について指導の徹底が図られるよう配慮されたい。</u></p> <p>（別紙） <u>ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針</u></p> <p>1 基本的考え方</p> <p>ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁及び水産動植物被害を未然に防止するため、農薬の使用に当たっては、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づき安全性評価がなされた登録農薬の適正使用や使用量の削減等について指導が徹底される必要があるが、その際、これらの指導の実効を期す上で、ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の実態把握に努め、その結果に基づき、必要に応じて随時、ゴルフ場に対して適切な改善措置を求めることが肝要と考えられる。</p>	<p><u>ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針</u></p> <p>ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止を図るため、かねてから、<u>ゴルフ場周辺の水質等の実態の把握を願ってきたところであるが、今般、別紙のとおり、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針を定めたので、当面、これに基づきゴルフ場の指導に当たられたい。</u></p> <p>なお、<u>今後とも、関係部局間の連絡を密にする等により、農薬使用の適正化について指導の徹底が図られるよう配慮されたい。</u></p> <p>（別紙） <u>ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針</u></p> <p>1 基本的考え方</p> <p>ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止するため、農薬の使用に当たっては、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づき安全性評価がなされた登録農薬の適正使用や使用量の削減等について指導が徹底される必要があるが、その際、これらの指導の実効を期す上で、ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の実態把握に努め、その結果に基づき、必要に応じて随時、ゴルフ場に対して適切な改善措置を求めることが肝要と考えられる。</p>

このような観点から、現状の知見等からみて可能な範囲で水質汚濁及び水産動植物被害の未然防止に資する対処の方策を明らかにし、地方公共団体が水質及び生態系保全の面からゴルフ場を指導する際の参考となるよう、本指導指針を定めることとしたものである。

これに当たり、農薬取締法第 3 条第 1 項第 7 号に基づく水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成 20 年環境省告示第 60 号において定められているものに限る。以下「水濁基準値」という。）及び同項第 6 号に基づく水産動植物被害に係る農薬登録保留基準（平成 18 年環境省告示第 143 号において定められているものに限る。以下「水産基準値」という。）の設定が進められていることから、当該水濁基準値及び水産基準値に基づきそれぞれの指針値を設定することとする。

また、別表に示した農薬は、水濁基準値の設定がないが、現在得られている知見等を基に人の健康の保護に関する視点を考慮して設定した排出水中の水濁に係る暫定指導指針値であり、水濁基準値が設定されるまでの間は、これを水濁指針値として適用する。

なお、今後、実態の把握の進捗や関連する科学的知見の集積等によって、必要に応じ、指針の改定があり得るものである。

2 指導指針

(1) 農薬使用状況等の的確な把握

水質及び生態系保全の面からゴルフ場を指導する際には、これに先立って農薬の使用状況やゴルフ場内の集排水系統、排水処理施設の現状、接続する河川、利水施設等ゴルフ場周辺水域の状況等に関する実態を的確に把握することが必要である。このため、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年 3 月 7 日農林水産省・環境省令第 5 号）第 5 条に基づき提出されるゴルフ場における農薬使用計画書を活用するとともに、関係行政部局、市町村、団体等の協力分

このような観点から、現状の知見等からみて可能な範囲で水質汚濁の未然防止に資する対処の方策を明らかにし、地方公共団体が水質保全の面からゴルフ場を指導する際の参考となるよう、本暫定指導指針（以下「指針」という。）を定めることとしたものである。

別表に示した農薬は、ゴルフ場で使用されているものの中から全国的にみて主要なものを対象に、現在得られている知見等を基に人の健康の保護に関する視点を考慮して排出水中の指針値を設定してきたところである。さらに、農薬取締法第 3 条第 1 項第 7 号に基づく水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成 20 年環境省告示第 60 号において定められているものに限る。以下、「水濁基準値」という。）の設定が進められていることから、これらに加えて、水濁基準値が定められている農薬についても、当該水濁基準値に基づき指針値を設定することとする。

なお、今後、実態の把握の進捗や関連する科学的知見の集積等によって、必要に応じ、指針の改定があり得るものである。

2 暫定指導指針

(1) 農薬使用状況等の的確な把握

水質保全の面からゴルフ場を指導する際には、これに先立って農薬の使用状況やゴルフ場内の集排水系統、排水処理施設の現状、接続する河川、利水施設等ゴルフ場周辺水域の状況等に関する実態を的確に把握することが必要である。このため、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年 3 月 7 日農林水産省・環境省令第 5 号）第 5 条に基づき報告を活用するとともに、関係行政部局、市町村、団体等の協力分担の下に、管内ゴルフ場関係者との間の連絡協議を密

担の下に、管内ゴルフ場関係者との間の連絡協議を密にして、必要な資料の収集整理に努めるものとする。

(2) 農薬流出実態の調査

ゴルフ場周辺の水域に対する水質汚濁及び水産動植物被害を未然に防止する観点から、(1)により把握した情報を踏まえ、ゴルフ場から排出される水(以下「排水水」という。)に含まれる農薬の残留実態を調査し、これらの結果から所要の指導の一層の徹底を図ることとする。

このため、農薬の流出実態の調査は、排水水がゴルフ場の区域から場外の水域に流出する地点(以下「排水口」という。)において、農薬濃度が高い状態になると見込まれる時の排水水について実施することを基本とするものとする。

その際、ゴルフ場の構造等によって排水口における調査が困難な場合には、場内の調整池、排水路のほかゴルフ場下流の河川等を含め、ゴルフ場からの農薬の流出実態が適切に把握できると認められる地点において適宜行う。

また、調査の実施に当たっては、一般に使用農薬の種類や使用の時期、方法等が病害虫及び雑草の種類、発生時期等に応じて地域により多様であるほか、排水水中への農薬の流出は、農薬の種類、使用方法や現地の地形、土壌、集排水系統等の状況によって異なること等に十分留意する。

(3) 指針値について

ア 指針値の設定

ゴルフ場からの排水水中の農薬濃度は、排水口において以下の水濁指針値及び水産指針値を超えないこととする。

水濁指針値

別表に掲げる農薬については、同表右欄の値を水濁指針値とする。また、別表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値の 10 倍値を水濁指針値とする。

水産指針値

にして、必要な資料の収集整理に努めるものとする。

(2) 農薬流出実態の調査

ゴルフ場周辺の水域に対する水質汚濁を未然に防止する観点から、(1)により把握した情報を踏まえ、ゴルフ場から排出される水(以下「排水水」という。)に含まれる農薬の残留実態を調査し、これらの結果から所要の指導の一層の徹底を図ることとする。

このため、農薬の流出実態の調査は、排水水がゴルフ場の区域から場外の水域に流出する地点(以下「排水口」という。)において、農薬濃度が高い状態になると見込まれる時の排水水について実施することを基本とするものとする。

その際、ゴルフ場の構造等によって排水口における調査が困難な場合には、場内の調整池、排水路のほかゴルフ場下流の河川等を含め、ゴルフ場からの農薬の流出実態が適切に把握できると認められる地点において適宜行う。

また、調査の実施に当たっては、一般に使用農薬の種類や使用の時期、方法等が病害虫及び雑草の種類、発生時期等に応じて地域により多様であるほか、排水水中への農薬の流出は、農薬の種類、使用方法や現地の地形、土壌、集排水系統等の状況によって異なること等に十分留意する。

(3) 指針値について

ア 指針値の設定

ゴルフ場からの排水水中の農薬濃度は、排水口において別表に掲げる値(以下「指針値」という。)を超えないこととする。また、別表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値の 10 倍値を指針値とする。

水産基準値が設定されている農薬について、その値の 10 倍値を水産指針値とする。

イ 指針値の変更

以下の場合には、水濁指針値及び水産指針値が変更されることから留意すること。

別表に掲げた水濁に係る暫定指導指針値については、今後、環境省が新たに水濁基準値を設定した場合にはその値の 10 倍値を水濁指針値とする。

水濁基準値及び水産基準値が設定又は改正された場合にはその値の 10 倍値を指針値とする。

なお、水濁基準値及び水産基準値については、以下の環境省のホームページに掲載しているので、随時確認されたい。

(水濁基準値) http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html

(水産基準値) <http://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html>

(4) 改善措置について

排出水中の農薬濃度が指針値を超える場合には、次の措置をとるものとする。

ア ゴルフ場下流に近接して水道水源や養殖場等利水施設が存在する場合には、調査結果を周知すべき関係者に直ちに連絡し、当該施設における水質調査を行うとともに、ゴルフ場からの農薬の流出に起因して利水目的の維持達成等に支障が生じないよう万全の措置を講ずるものとする。

イ 農薬使用実態の精査、流出経路の踏査、調査頻度の増加等により指針値を超えることとなった農薬の流出原因に関するより詳細な実態の把握に努める。

ウ 農薬の使用時期、回数等所定の使用法の遵守、流出が少ない農薬の種類や剤型の選択等農薬使用の適正化、可能な範囲での農薬の使用量の削減等について、関係部局等と十分連

イ 指針値の変更

以下の場合には、指針値が変更されることから留意すること。

別表に掲げた指針値のうち、厚生労働省の残留農薬安全性評価委員会において設定された ADI を基に算出されたものについては、今後、環境省が新たに水濁基準値を設定した場合にはその値の 10 倍値を指針値とする。

別表に掲げた指針値のうち、以外の農薬についても、水濁基準値が設定又は改正された場合にはその値の 10 倍値を指針値とする。

なお、平成 20 年 7 月環境省告示第 60 号において定められた水濁基準値については、環境省のホームページ(http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html)に掲載しているので、随時確認すること。

(4) 改善措置について

また、排水口における調査結果がこの指針値を下回る場合においても、農薬の流出を極力低減させるように努めるものとする。

排出水中の農薬濃度が指針値を超える場合には、次の措置をとるものとする。

ア ゴルフ場下流に近接して水道水源等利水施設が存在する場合には、調査結果を直ちに連絡し、当該施設における水質調査を行うとともに、ゴルフ場からの農薬の流出に起因して利水目的の維持達成に支障が生じないよう万全の措置を講ずるものとする。

イ 農薬使用実態の精査、流出経路の踏査、調査頻度の増加等により指針値を超えることとなった農薬の流出原因に関するより詳細な実態の把握に努める。

ウ 農薬の使用時期、回数等所定の使用法の遵守、流出が少ない農薬の種類や剤型の選択等農薬使用の適正化、可能な範囲での農薬の使用量の削減等について、関係部局等と十分連

携をとりつつ、ゴルフ場関係者を指導する。

エ 排出水中への農薬の流出を低減させる上で、農薬使用の改善のほか、ゴルフ場の集排水系統、排水処理施設の改修や地形、構造の改変等を必要とすると認められる場合には、現地の実情に即し、これらに関する具体的な方策を検討の上、必要な措置を講ずるようゴルフ場関係者を指導する。

また、排水口における調査結果がこの指針値を下回る場合においても、農薬の流出を極力低減させるように努めるものとする。

(5) 地域特性等への配慮

指針値は、一般的条件の下で適用すべきものとして設定したものであり、都道府県において、ゴルフ場の立地状況や下流の利水状況等地域の実情に応じ、別途、より厳しい値によって所要の指導を行うことができるものである。

また、排水口以外の地点において調査が行われた場合の調査結果については、指針値を基に、その地点の集水域と排水口の地点の集水域の差異等を勘案して、所要の指導を行うものとする。この場合において、下流河川等の水域における調査結果については、一般に排水が河川等の水域に流入する場合に適用されている諸基準との関係等を勘案するものとする。

(6) 分析方法

排出水に係る農薬の分析を行う場合は、必要な検出感度が得られるかどうか十分確認を行うこととする。

また、主な農薬の分析法については環境省のホームページ(http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/golf_course.html)に掲載しているので、適宜参考にすること。

(7) 調査、指導の体制

調査及び指導に当たっては、必要に応じ、関係行政部局等の連絡協議の場を設けるとともにゴルフ場関係者の協力を求める等により、これらの

携をとりつつ、ゴルフ場関係者を指導する。

エ 排出水中への農薬の流出を低減させる上で、農薬使用の改善のほか、ゴルフ場の集排水系統、排水処理施設の改修や地形、構造の改変等を必要とすると認められる場合には、現地の実情に即し、これらに関する具体的な方策を検討の上、必要な措置を講ずるようゴルフ場関係者を指導する。

(5) 地域特性等への配慮

別表の指針値は、一般的条件の下で適用すべき暫定的なものとして設定したものであり、都道府県において、ゴルフ場の立地状況や下流の利水状況等地域の実情に応じ、別途、別表の指針値にかわるより厳しい値によって所要の指導を行うことができるものである。

また、排水口以外の地点において調査が行われた場合の調査結果については、別表の指針値を基に、その地点の集水域と排水口の地点の集水域の差異等を勘案して、所要の指導を行うものとする。この場合において、下流河川等の水域における調査結果については、一般に排水が河川等の水域に流入する場合に適用されている諸基準との関係等を勘案するものとする。

(6) 分析方法

排出水に係る標準分析方法は別添のとおりである。別の方法による場合及び別添に記載のない農薬の分析を行う場合は、必要な検出感度が得られるかどうか十分確認を行うこととする。

(7) 調査、指導の体制

調査及び指導に当たっては、必要に応じ、関係行政部局等の連絡協議の場を設けるとともにゴルフ場関係者の協力を求める等により、これらの

<p>円滑かつ的確な実施に遺漏のないように努めるものとする。</p> <p>また、ゴルフ場からの農薬の流出防止については、まずゴルフ場関係者において適切な対策が講じられることが基本であると考えられるので、ゴルフ場関係者に対し、本指針の周知徹底を図るとともに、都道府県の実情に応じ、自主的な調査、点検の実施等について指導し、所要の助言に努めるものとする。</p> <p><u>さらに、ゴルフ場関係者又は市町村が行った調査の結果についても把握し、環境省に提供するよう努めるものとする。</u></p> <p>(別表) 略</p>	<p>円滑かつ的確な実施に遺漏のないように努めるものとする。また、ゴルフ場からの農薬の流出防止については、まずゴルフ場関係者において適切な対策が講じられることが基本であると考えられるので、ゴルフ場関係者に対し、本指針の周知徹底を図るとともに、都道府県の実情に応じ、自主的な調査、点検の実施等について指導し、所要の助言に努めるものとする。</p> <p>(別表) 略</p>
--	--

(別表)

農 薬 名	水濁指針値 (m g / L)
<p>(殺 虫 剤)</p> <p>イソキサチオン</p> <p>クロルピリホス</p> <p>ダイアジノン</p> <p>チオジカルブ</p> <p>トリクロルホン (D E P)</p> <p>フェニトロチオン (M E P)</p> <p>ペルメトリン</p> <p>ベンスルタップ</p>	<p>0 . 0 8</p> <p>0 . 0 2</p> <p>0 . 0 5</p> <p>0 . 8</p> <p>0 . 0 5</p> <p>0 . 0 3</p> <p>1</p> <p>0 . 9</p>
<p>(殺 菌 剤)</p> <p>イプロジオン</p> <p>イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩</p> <p>エトリジアゾール (エクロメゾール) H24. 1. 1 失効</p> <p>オキシ銅 (有機銅)</p> <p>キャプタン</p> <p>クロロタロニル (T P N)</p> <p>タロロネブ H26. 4. 25 失効</p> <p>ジフェノコナゾール</p> <p>シプロコナゾール</p> <p>チウラム (チラム)</p> <p>チオフアネートメチル</p>	<p>3</p> <p>0 . 0 6 (イミノクタジンとして)</p> <p>0 . 0 4</p> <p>0 . 4</p> <p>3</p> <p>0 . 4</p> <p>0 . 5</p> <p>0 . 3</p> <p>0 . 3</p> <p>0 . 2</p> <p>3</p>

チフルザミド	0.5
テトラコナゾール	0.1
トリフルミゾール	0.5
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	12
ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサゾール)	1
プロピコナゾール	0.5
ベノミル	0.2
ボスカリド	1.1
ホセチル	23
ポリカーバメート H25.2.27 失効	0.3
(除草剤)	
アシュラム	2
エトキシスルフロン	1
シクロスルファミロン	0.8
シデュロン H25.11.9 失効	3
シマジン(CAT)	0.03
トリクロピル	0.06
ナプロパミド	0.3
フラザスルフロン	0.3
プロピザミド	0.5
ベンフルラリン(ベスロジン)	0.1
MCPA イソプロピルアミン塩及び MCPA ナトリウム塩	0.051 (MCPA として)
(植物成長調整剤)	
トリネキサパックエチル	0.15

注 1 : 表に記載の指針値は以下の式から算出している。

$$\text{指針値} = \{ \text{ADI}(\text{mg/kg 体重/日}) \times 53.3(\text{kg}) \times 0.1(\text{ADI の 10\%配分}) / 2(\text{L/人/日}) \} \times 10$$

注 2 : 表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、~~その値の 10 倍値を指針値とする。~~

注 3-2 : 表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値の 10 倍値を指針値とする。

なお、水濁基準値については、環境省のホームページ(http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html) に掲載しており、改定される場合もあるので、随時確認すること。

【参考 1】

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針

平成 2 年 5 月 24 日環水土第 77 号各都道府県知事宛
環境庁水質保全局長通知
最終改正 平成 25 年 6 月 18 日環水大土発第 1306181 号

1 基本的考え方

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止するため、農薬の使用に当たっては、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づき安全性評価がなされた登録農薬の適正使用や使用量の削減等について指導が徹底される必要があるが、その際、これらの指導の実効を期す上で、ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の実態把握に努め、その結果に基づき、必要に応じて随時、ゴルフ場に対して適切な改善措置を求めるとすることが肝要と考えられる。

このような観点から、現状の知見等からみて可能な範囲で水質汚濁の未然防止に資する対処の方策を明らかにし、地方公共団体が水質保全の面からゴルフ場を指導する際の参考となるよう、本暫定指導指針（以下「指針」という。）を定めることとしたものである。

別表に示した農薬は、ゴルフ場で使用されているものの中から全国的にみて主要なものを対象に、現在得られている知見等を基に人の健康の保護に関する視点を考慮して排出水中の指針値を設定してきたところである。さらに、農薬取締法第 3 条第 1 項第 7 号に基づく水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成 20 年環境省告示第 60 号において定められているものに限る。以下、「水濁基準値」という。）の設定が進められていることから、これらに加えて、水濁基準値が定められている農薬についても、当該水濁基準値に基づき指針値を設定することとする。

なお、今後、実態の把握の進捗や関連する科学的知見の集積等によって、必要に応じ、指針の改定があり得るものである。

2 暫定指導指針

(1) 農薬使用状況等の的確な把握

水質保全の面からゴルフ場を指導する際には、これに先立って農薬の使用状況やゴルフ場内の集排水系統、排水処理施設の現状、接続する河川、利水施設等ゴルフ場周辺水域の状況等に関する実態を的確に把握することが必要である。このため、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年 3 月 7 日農林水産省・環境省令第 5 号）第 5 条に基づき提出されるゴルフ場における農薬使用計画書を活用するとともに、関係行政部局、市町村、団体等の協力分担の下に、管内ゴルフ場関係者との間の連絡協議を密にして、必要な資料の収集整理に努めるものとする。

(2) 農薬流出実態の調査

ゴルフ場周辺の水域に対する水質汚濁を未然に防止する観点から、(1)により把握した情報を踏まえ、ゴルフ場から排出される水(以下「排水」という。)に含まれる農薬の残留実態を調査し、これらの結果から所要の指導の一層の徹底を図ることとする。

このため、農薬の流出実態の調査は、排水がゴルフ場の区域から場外の水域に流出する地点(以下「排水口」という。)において、農薬濃度が高い状態になると見込まれる時の排水について実施することを基本とするものとする。

その際、ゴルフ場の構造等によって排水口における調査が困難な場合には、場内の調整池、排水路のほかゴルフ場下流の河川等を含め、ゴルフ場からの農薬の流出実態が適切に把握できると認められる地点において適宜行う。

また、調査の実施に当たっては、一般に使用農薬の種類や使用の時期、方法等が病害虫及び雑草の種類、発生時期等に応じて地域により多様であるほか、排水水中への農薬の流出は、農薬の種類、使用方法や現地の地形、土壌、集排水系統等の状況によって異なること等に十分留意する。

(3) 指針値について

ア 指針値の設定

ゴルフ場からの排水中の農薬濃度は、排水口において別表に掲げる値(以下「指針値」という。)を超えないこととする。また、別表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値の10倍値を指針値とする。

イ 指針値の変更

別表に掲げた指針値のうち、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値の10倍値を指針値とする。

なお、水濁基準値については、環境省のホームページ

(http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html)に掲載しており、改定される場合もあるので、随時確認すること。

(4) 改善措置について

また、排水口における調査結果がこの指針値を下回る場合においても、農薬の流出を極力低減させるように努めるものとする。

排水中の農薬濃度が指針値を超える場合には、次の措置をとるものとする。

ア ゴルフ場下流に近接して水道水源等利水施設が存在する場合など、調査結果を周知すべき関係者に直ちに連絡し、当該施設等における水質調査を行うとともに、ゴルフ場からの農薬の流出に起因して利水目的の維持達成等に支障が生じないよう万全の措置を講ずるものとする。

- イ 農薬使用実態の精査、流出経路の踏査、調査頻度の増加等により指針値を超えることとなった農薬の流出原因に関するより詳細な実態の把握に努める。
- ウ 農薬の使用時期、回数等所定の使用法の遵守、流出が少ない農薬の種類や剤型の選択等農薬使用の適正化、可能な範囲での農薬の使用量の削減等について、関係部局等と十分連携をとりつつ、ゴルフ場関係者を指導する。
- エ 排出水中への農薬の流出を低減させる上で、農薬使用の改善のほか、ゴルフ場の集排水系統、排水処理施設の改修や地形、構造の改変等を必要とすると認められる場合には、現地の実情に即し、これらに関する具体的な方策を検討の上、必要な措置を講ずるようゴルフ場関係者を指導する。

（５）地域特性等への配慮

別表の指針値は、一般的条件の下で適用すべき暫定的なものとして設定したものであり、都道府県において、ゴルフ場の立地状況や下流の利水状況等地域の実情に応じ、別途、別表の指針値にかわるより厳しい値によって所要の指導を行うことができるものである。

また、排水口以外の地点において調査が行われた場合の調査結果については、別表の指針値を基に、その地点の集水域と排水口の地点の集水域の差異等を勘案して、所要の指導を行うものとする。この場合において、下流河川等の水域における調査結果については、一般に排水が河川等の水域に流入する場合に適用されている諸基準との関係等を勘案するものとする。

（６）分析方法

排出水に係る標準分析方法は別添のとおりである。別の方法による場合及び別添に記載のない農薬の分析を行う場合は、必要な検出感度が得られるかどうか十分確認を行うこととする。

（７）調査、指導の体制

調査及び指導に当たっては、必要に応じ、関係行政部局等の連絡協議の場を設けるとともにゴルフ場関係者の協力を求める等により、これらの円滑かつ的確な実施に遺漏のないように努めるものとする。また、ゴルフ場からの農薬の流出防止については、まずゴルフ場関係者において適切な対策が講じられることが基本であると考えられるので、ゴルフ場関係者に対し、本指針の周知徹底を図るとともに、都道府県の実情に応じ、自主的な調査、点検の実施等について指導し、所要の助言に努めるものとする。

【参考 2】

ゴルフ場で使用される農薬に係る平成27年度水質調査結果

(別表 1) 都道府県別の水質調査結果

都道府県	調査ゴルフ場数 ^{注3}		調査対象農薬数 ^{注3}		総検体数 ^{注1、注2、注3}		うち排水口調査検体数		指針値超過検体数	
北海道	46	(2)	49	(6)	394	(10)	124	(4)	0	(0)
青森県	1	(1)	5	(5)	5	(5)	5	(5)	0	(0)
岩手県	2	(2)	11	(11)	11	(11)	0	(0)	0	(0)
宮城県	4		43		116		5		0	
秋田県	2		5		6		0		0	
山形県	1	(1)	7	(7)	4	(4)	0	(0)	0	(0)
福島県	11		44		341		124		0	
茨城県	6	(1)	26	(3)	33	(3)	24	(3)	0	(0)
栃木県	59		108		1,823		350		0	
群馬県	2	(2)	6	(6)	6	(6)	6	(6)	0	(0)
埼玉県	28		65		553		168		0	
千葉県	7		44		243		34		0	
東京都	4	(1)	24	(10)	44	(10)	20	(10)	0	(0)
神奈川県	12		33		125		108		0	
山梨県	1	(1)	4	(4)	4	(4)	4	(4)	0	(0)
長野県	8		70		252		15		0	
新潟県	6		29		172		52		0	
富山県	8		61		441		441		0	
石川県	2	(2)	12	(15)	12	(11)	0	(0)	0	(0)
福井県	5		34		51		6		0	
岐阜県	5	(2)	18	(15)	28	(14)	0	(0)	0	(0)
静岡県	26		65		853		480		0	
愛知県	26		85		374		83		0	
三重県	3		3		6		0		0	
滋賀県	2	(1)	8	(3)	15	(3)	0	(0)	0	(0)
京都府	10		81		204		164		0	
大阪府	29		68		546		129		0	
兵庫県	79		106		4,043		426		0	
奈良県	24		42		840		385		0	
和歌山県	3		42		380		0		0	
鳥取県	1		71		148		20		0	
島根県	4		19		48		0		0	
岡山県	15		60		728		0		0	
広島県	8		58		432		432		0	
山口県	2	(1)	6	(4)	8	(4)	0	(0)	0	(0)
徳島県	1	(1)	7	(7)	6	(6)	0	(0)	0	(0)
香川県	12		44		480		0		0	
愛媛県	2	(2)	6	(6)	5	(5)	0	(0)	0	(0)
高知県	1	(1)	10	(10)	10	(10)	0	(0)	0	(0)
福岡県	12		86		1,018		375		0	
佐賀県	5		38		95		0		0	
長崎県	5		58		540		0		0	
熊本県	8		16		45		24		0	
大分県	2		15		74		0		0	
宮崎県	2	(2)	6	(6)	6	(6)	6	(6)	0	(0)
鹿児島県	12		76		332		58		0	
沖縄県	1	(1)	3	(3)	2	(2)	0	(0)	0	(0)
全国計	515	(24)	-		15,902	(114)	4,068	(38)	0	(0)

注1：総検体数は、(サンプル数×調査成分数)であり、調整池や場外の水域等で採取されたものを含む。

注2：総検体数は、都道府県から報告のあった市町村実施分を含む。

注3：カッコ内の数字は、地方環境事務所が調査(内訳)したものである。

(別表 2) 農薬別の水質調査結果(排水口)

	農薬名	指針値(mg/L)	濃度範囲(mg/L) ^{注1}	指針値超過 検体数	検出 検体数	調査検体数
1	アシュラムナトリウム塩又はアシュラム	10	N.D. ~ 0.001	0	3	108
2	アセタミプリド	1.8	N.D.	0	0	40
3	アセフェート	0.063	N.D.	0	0	39
4	アゾキシストロピン	4.7	N.D. ~ 0.00076	0	1	90
5	アミスルプロム	2	N.D.	0	0	8
6	アマトクトラジン	71	N.D.	0	0	1
7	アラクロール	0.2	N.D.	0	0	11
8	イソキサチオン	0.08	N.D.	0	0	71
9	イソキサベン	1.3	N.D.	0	0	4
10	イソプロチオラン	2.6	N.D.	0	0	68
11	イプロジオン	3	N.D.	0	0	84
12	イプロベンホス又はIBP	0.93	N.D.	0	0	4
13	イミダクロプリド	1.5	N.D. ~ 0.001	0	1	53
14	イミノクタジンアルベシル酸塩及び イミノクタジン酢酸塩	0.06 (イミノクタジンとして)	N.D.	0	0	61
15	イミベンコナゾール	0.26	N.D.	0	0	5
16	インダジフラム	0.5	N.D.	0	0	2
17	インドキサカルブ及び インドキサカルブMP	0.13 (インドキサカルブとして)	N.D.	0	0	1
18	エトキシスルフロン	1.4	N.D.	0	0	44
19	エトフェンブロックス	0.82	N.D.	0	0	33
20	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.04	N.D.	0	0	32
21	オキサジアルギル	0.2	N.D.	0	0	8
22	オキサジクロメホン	0.24	N.D.	0	0	44
23	オキシテトラサイクリン	0.7	N.D.	0	0	2
24	オキシシン銅(有機銅)	0.2	N.D. ~ 0.019	0	1	59
25	カフェンストール	0.07	N.D. ~ 0.004	0	2	53
26	カルフェントラゾンエチル	0.7	N.D.	0	0	2
27	キノミラン(ACN)	0.055	N.D.	0	0	2
28	キャプタン	3	N.D.	0	0	59
29	クミルロン	0.2	N.D.	0	0	1
30	グルホシネート及び グルホシネートPナトリウム塩	0.24 (グリホシネートとして)	N.D.	0	0	5
31	クレソキシムメチル	9.5	N.D.	0	0	1
32	クロチアニジン	2.5	N.D. ~ 0.005	0	6	94
33	クロラントラニリプロール	6.9	N.D.	0	0	33
34	クロリムロンエチル	2	N.D.	0	0	7
35	クローピリホス	0.02	N.D.	0	0	50
36	クロロタロニル(TPN)	0.4	N.D.	0	0	84
37	クロロネブ	0.5	N.D.	0	0	44
38	シアゾファミド	4.5	N.D.	0	0	26
39	ジカンバ(MDBA)、 ジカンバカリウム塩(MDBAカリウム塩)及び ジカンバジメチルアミン塩(MDBAジメチルア ミン塩)	9.3 (MDBAとして)	N.D.	0	0	6
40	シクロスルファミロン	0.8	N.D. ~ 0.008	0	1	56
41	ジチオビル	0.095	N.D. ~ 0.0002	0	1	62
42	シデュロン	3	N.D.	0	0	58
43	ジノテフラン	5.8	N.D.	0	0	4
44	ジフェノコナゾール	0.25	N.D.	0	0	61
45	シプロコナゾール	0.3	N.D. ~ 0.001	0	2	51
46	シマジン(CAT)	0.03	N.D.	0	0	75
47	シメコナゾール	0.22	N.D.	0	0	45
48	シラフルオフェン	2.9	N.D.	0	0	5
49	スピネトラム	0.63	N.D.	0	0	1
50	ダイアジノン	0.05	N.D. ~ 0.01	0	2	87
51	ダイムロン	7.9	N.D.	0	0	3
52	チアマトキサム	0.47	N.D. ~ 0.001	0	1	58
53	チウラム(チラム)	0.2	N.D.	0	0	83
54	チオジカルブ	0.8	N.D.	0	0	66
55	チオファネートメチル	3	N.D. ~ 0.001	0	1	42
56	チオベンカルブ	0.2	N.D.	0	0	3
57	チフルザミド	0.37	N.D. ~ 0.023	0	5	68
58	テトラコナゾール	0.1	N.D.	0	0	53
59	テブコナゾール	0.77	N.D. ~ 0.000027	0	2	71

	農薬名	指針値(mg/L)	濃度範囲(mg/L) ^{注1}	指針値超過 検体数	検出 検体数	調査検体数
60	テブフェノジド	0.42	N.D.	0	0	42
61	テフルベンズロン	0.26	N.D.	0	0	1
62	トリアジフラム	0.23	N.D.	0	0	13
63	トリクロルピル	0.06	N.D.	0	0	68
64	トリクロルホン(DEP)	0.05	N.D.	0	0	32
65	トリネキサバクエチル	0.15	N.D.	0	0	18
66	トリフルミゾール	0.39	N.D.	0	0	43
67	トリフロキシストロピン	1	N.D.	0	0	13
68	トルクロホスメチル	2	N.D.	0	0	84
69	ナプロバミド	0.3	N.D.	0	0	48
70	バリダマイシン	12	N.D.	0	0	12
71	ハロスルフロメチル	2.6	N.D. ~ 0.005	0	1	58
72	ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサゾール)	1	N.D.	0	0	34
73	ピフェントリン	0.26	N.D.	0	0	4
74	ピラフルフェンエチル	4.5	N.D.	0	0	2
75	ピリプチカルブ	0.23	N.D.	0	0	61
76	ピリベンカルブ	1	N.D.	0	0	10
77	ピロキサスルホン	0.5	N.D.	0	0	2
78	フェントロチオン(MEP)	0.03	N.D. ~ 0.0007	0	1	79
79	フェリムゾン	0.5	N.D.	0	0	9
80	ブタミホス	0.2	N.D.	0	0	57
81	フラザスルフロ	0.3	N.D.	0	0	59
82	フルキサピロキサド	0.55	N.D.	0	0	8
83	フルジオキシニル	8.7	N.D.	0	0	20
84	フルセトスルフロ	1	N.D.	0	0	1
85	フルトラニル	2.3	N.D.	0	0	68
86	フルベンジアミド	0.45	N.D.	0	0	21
87	フルボキサム	0.21	N.D. ~ 0.0087	0	2	19
88	フルルプリミドール	0.39	N.D.	0	0	1
89	プロジアミン	1.7	N.D.	0	0	18
90	プロバモカルブ塩酸塩	7.7	N.D.	0	0	14
91	プロビコナゾール	0.5	N.D.	0	0	90
92	プロビザミド	0.5	N.D. ~ 0.004	0	5	82
93	ベノミル	0.2	N.D.	0	0	18
94	ベルメトリン	1	N.D.	0	0	35
95	ペンシクロ	1.4	N.D. ~ 0.029	0	1	86
96	ペンシルタップ	0.9	N.D.	0	0	18
97	ペンチオピラド	2	N.D.	0	0	16
98	ペンディメタリン	3.1	N.D. ~ 0.0004	0	1	63
99	ペンフルフェン	0.53	N.D.	0	0	3
100	ペンフルラリン又はベスロジン	0.1	N.D.	0	0	46
101	ボスカリド	1.1	N.D. ~ 0.000048	0	1	50
102	ホセチル	23	N.D. ~ 0.000015	0	1	53
103	ホラムスルフロ	13	N.D.	0	0	15
104	ポリカーバメート	0.3	N.D.	0	0	12
105	マイクロブタニル	0.63	N.D.	0	0	7
106	メコプロップカリウム塩、 メコプロップジメチルアミン塩、 メコプロップPイソプロピルアミン塩及び メコプロップPカリウム塩	0.47 (メコプロップとして)	N.D.	0	0	67
107	メタミホップ	0.11	N.D.	0	0	1
108	メタラキシル及び メタラキシルM	0.58 (メタラキシルとして)	N.D. ~ 0.00044	0	2	76
109	メキシフェノジド	2.6	N.D.	0	0	8
110	メコナゾール	1	N.D.	0	0	17
111	メトラクロール及び S - メトラクロール	2.5 (メトラクロールとして)	N.D. ~ 0.003	0	2	3
112	メプロニル	1	N.D. ~ 0.0002	0	1	64
113	EPN	0.037	N.D.	0	0	7
114	MCPAイソプロピルアミン塩及び MCPAナトリウム塩	0.051 (MCPAとして)	N.D.	0	0	21
合計			-	0	47	4,068

注1: 各調査機関により定量下限値は異なる。

【参考 3】

平成 25 年 3 月 18 日中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会における
ゴルフ場で使用される農薬の指導指針の改定に係る審議と指摘事項

指摘事項概要

水産水質汚濁防止の算定指導指針の中には、魚が浮くような濃度のものがあり、水産の基準値を照らし合わせ、何か別途考える必要があるのではないかと。

議事詳細

中央環境審議会 土壤農薬部会農薬小委員会(第 33 回)議事録(関連箇所抜粋)

【白石委員長】 ありがとうございます。ただいまのご説明にご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。水濁基準を活用しつつ農薬、水質汚濁の防止に係る暫定指針を改正していくということでございます。

【中杉委員】 これは水産ではなくて、水濁 PEC と考えているのですね。水濁 PEC の場合、非常に低い値であるので、仮にその 10 倍としても、本当にはかかれるかどうかというところの検討は必要ないですか。主要なものが書いてあるからいいのかもしれないけれども、いつも水濁 PEC つくるときに、そこが本当にはかかれるのという議論が出てきたりしていますので、少しそこが気になりますね。これやってはかりなさいよと、うまくはかれるのかどうかという検討は、少ししておく必要があるのではないかと思いますけど。

【農薬環境管理室長補佐】 分析法についてですけれども、実は今まで、このゴルフ場指針値を記載している際には分析法もあわせてお示しをしていたというような実態がございます。今回、水濁基準値そのものを用いて使うということで、全てのものについては分析法のご提示はできないのですけれども、開発企業等にご協力いただきまして、できるだけ分析法についてもあわせて情報提供して、できるだけ分析ができやすいように指導というか、支援をしてまいりたいと考えております。

【白石委員長】 ありがとうございます。ほかご意見よろしいですか。分析の難しいものもあったような気がいたしますので、それをちょっとリストしておいたほうがいいのかも。非常に濃度が低かったものもあるかもしれないですね。

【山本臨時委員】 今回はもうこれでよろしいかと思うのですけれども、中杉先生もおっしゃったので、水産のほうの関係で、このゴルフ場の指針値ですが、これは水濁ですから、飲み水として使わせるときにどうかという、こういう話でできている数字だと思うのです。例えば、この数字をつくる時も随分議論したのですけれども、キャプタンで 3mg/L だと、魚が浮くような濃度なのでよね。これ水産だからこの水を飲んでも大丈夫ですよと、ADI が幾らですから

という話では、なかなか説得力に欠けるので、何かの機会にこの辺の数字と、我々今ずっと決めてきた水産の基準値を照らし合わせてみて、あまり大きな隔たりのあるようなものについては、何か別途考える必要があるのかなと思いましたが。

【白石委員長】 ありがとうございます。事務局で何か、水産に関してご検討、あるいは魚が浮いてしまったら多分困ると思いますので、何かご検討されたらいいかと思うのですが、いかがでしょうか。

【農薬環境管理室長補佐】 ご指摘の点、将来の課題として比較検討、まず対比を行うところから進めさせていただきたいと考えております。ありがとうございました。

【白石委員長】 まず案を対比していただいて、かなりギャップがあるものについては少し要検討かなという気がいたします。ほかはご意見ございませんでしょうか。どうぞ。

【稲生専門委員】 農薬使用状況等を把握して、それに基づいて調査、モニタリングをするということなのですが、これまで指針値で上がっていたもの全てを分析するというようなことを基本とされていて、それを都道府県が実施されていたということなのですが、その対象農薬を設定するときは、もう実施者である都道府県にもう任せて、その剤を選定するというような考えでいくということによろしいでしょうか。

【農薬環境管理室長補佐】 今、指針値のあるものを、基本的には一斉分析でやられている例が多かったのかなと思うのですが、今回このように改正をすることで、対象となり得る農薬というのが非常に増えてくるということになります。それら多くの対象農薬について全部調べていただくということは、かなりコストがかかりますので、少しゴルフ場における農薬使用計画書といった情報も参考にさせていただくことで、調べていただく農薬というのを特定して、効率的に分析ができるのかなということで、こういった情報の活用することで、より分析がやりやすくなるのではないかとということで、少し記載をさせていただいたということになります。

【白石委員長】 よろしいでしょうか、ありがとうございました。ほかご意見ございませんでしょうか。

【参考 4】

水濁基準値と水産基準値の比較

H28.11.1現在

	農薬名	水濁基準値 (µg/L)	告示日	水産基準値 (µg/L)	告示日
1	1, 3 - ジクロロプロペン又は D - D	50	H26.4.7	56	H28.4.13
2	1 - ナフタレン酢酸ナトリウム	390	H21.5.27	9,600	H20.6.2
3	D C I P	未審議	-	3,100	H25.11.29
4	d - リモネン	設定不要	H23.12.20	70	H25.6.13
5	E P N	3.7	H23.4.7	0.05	H23.7.1
6	M C P B エチル	未審議	-	19	H20.11.25
7	アイオキシニルオクタノエート又はアイオキシニル	未審議	-	1.1	H26.4.7
8	アクリナトリン	未審議	-	0.0052	H25.6.13
9	アジムスルフロン	250	H23.4.7	73	H21.12.22
10	アシュラムナトリウム塩又はアシュラム	1,000	H27.9.14	9,000	H26.4.7
11	アセキノシル	58	H23.10.18	0.39	H21.5.7
12	アセタミプリド	180	H24.1.11	5.7	H25.2.6
13	アセフェート	6.3	H25.3.18	5,500	H25.9.11
14	アゾキシストロピン	470	H23.4.4	28	H20.11.25
15	アトラジン	未審議	-	150	H25.11.29
16	アバメクチン	1.5	H25.2.6	0.037	H21.2.18
17	アミスルプロム	200	H24.4.6	3.6	H19.4.18
18	アミトラズ	6.6	H24.10.10	未審議	-
19	アメトクトラジン	7100	H25.10.21	6.4	H24.1.11
20	アラクロール	20	H25.3.18	4.7	H25.10.21
21	アラニカルブ	未審議	-	1.8	H28.5.9
22	アンバム	4.7	H26.12.10	未審議	-
23	イソウロン	未審議	-	140	H25.9.11
24	イソキサベン	130	H26.12.10	未審議	-
25	イソチアニル	74	H21.10.23	97	H21.5.7
26	イソフェタミド	未審議	-	470	H27.9.14
27	イソプロチオラン	260	H22.7.5	920	H22.2.1
28	イブフェンカルバゾン	2.6	H25.6.13	21	H24.4.6
29	イプロジオン	未審議	-	180	H24.4.6
30	イプロベンホス又は I B P	93	H22.12.1	270	H21.8.3
31	イミシアホス	1	H24.7.6	52	H19.11.1
32	イミダクロプリド	150	H22.12.1	8,500	H20.11.25
33	イミノクジンアルベシル酸塩	未審議	-	1,1'-イミノオジ(オクタメチレン)ジグアニジン(別名イミノクタジン)として2.7	H20.11.25
34	イミノクタジン酢酸塩	未審議	-	1,1'-イミノオジ(オクタメチレン)ジグアニジン(別名イミノクタジン)として2.7	H20.11.25
35	イミベンコナゾール	26	H23.10.18	18	H25.10.21
36	インダジフラム	50	H24.4.6	71	H24.4.6
37	インダノファン	9.3	H23.2.15	2.9	H25.3.18
38	インドキサカルブ	13	H24.4.6	60	H27.2.5
39	インドキサカルブMP	13	H24.4.6	60	H27.2.5
40	ウニコナゾールP	42	H22.12.1	560	H28.5.9
41	エスプロカルブ	20	H22.7.5	15	H19.4.18
42	エタボキサム	100	H25.6.13	35	H22.12.2
43	エチクロゼート	450	H25.9.11	460	H23.10.18
44	エチプロール	10	H23.10.18	690	H22.10.18
45	エテホン	未審議	-	7,100	H26.7.10
46	エトキサゾール	100	H23.10.18	1.5	H22.6.22
47	エトキシスルフロン	140	H26.12.10	300	H26.9.18
48	エトフェンブロックス	82	H25.3.18	0.67	H21.2.18
49	エトフメセート	790	H25.6.13	2,700	H23.7.1
50	エトベンザニド	110	H26.12.10	78	H27.2.5
51	エマメクチン安息香酸塩	未審議	-	0.096	H28.1.26
52	オキサジアゾン	9.5	H23.7.4	35	H25.9.11
53	オキサジアルギル	20	H23.10.18	7.3	H25.3.18
54	オキサジクロメホン	24	H23.2.15	830	H25.2.6
55	オキサチアピプロリン	9,000	H28.4.13	65	H28.4.13
56	オキサミル	未審議	-	32	H23.2.23
57	オキシテトラサイクリン	70	H26.9.18	84	H25.6.13
58	オキシ銅又は有機銅	20	H26.7.10	1.8	H26.4.7
59	オキシソリニック酸	55	H24.10.10	450	H24.10.10
60	オリサストロピン	130	H23.7.4	120	H25.2.6

	農薬名	水濁基準値 (µg/L)	告示日	水産基準値 (µg/L)	告示日
61	カスガマイシン-塩酸塩又はカスガマイシン	1 L - 1, 3, 4 / 2, 5, 6 - 1 - デオキシ - 2, 3, 4, 5, 6 - ペンタヒドロキシシクロヘキシル = 2 - アミノ - 2, 3, 4, 6 - テトラデオキシ - 4 - (- イミノグリシノ) - - D - arabino - ヘキソピラノシド (別名カスガマイシン (遊離塩基)) として 250	H27.6.30	1 L - 1, 3, 4 / 2, 5, 6 - 1 - デオキシ - 2, 3, 4, 5, 6 - ペンタヒドロキシシクロヘキシル = 2 - アミノ - 2, 3, 4, 6 - テトラデオキシ - 4 - (- イミノグリシノ) - - D - arabino - ヘキソピラノシド (別名カスガマイシン (遊離塩基)) として 6,600	H25.9.11
62	カズサホス	0.66	H23.7.4	0.25	H26.4.7
63	カフェンストロール	7.0	H22.7.5	2.0	H25.2.6
64	カルバリル又は N A C	未審議	-	1.6	H21.5.7
65	カルフェントラゾンエチル	70	H21.6.12	13	H27.2.5
66	カルブチレート	34	H23.2.15	120	H22.6.22
67	カルプロバミド	37	H23.4.7	370	H23.3.22
68	キザロホップエチル	20	H27.9.14	29	H24.1.11
69	キノクラミン又は A C N	5.5	H26.9.18	6.3	H21.2.18
70	キノメチオナート又はキノキサリン系	未審議	-	1.5	H26.7.10
71	クミルロン	20	H23.7.4	90	H26.7.10
72	グリホサートアンモニウム塩	未審議	-	N-(ホスホノメチル)グリシン (別名グリホサート) として 6,200	H26.9.18
73	グリホサートイソプロピルアミン塩	未審議	-	N-(ホスホノメチル)グリシン (別名グリホサート) として 6,200	H26.9.18
74	グリホサートカリウム塩	未審議	-	N-(ホスホノメチル)グリシン (別名グリホサート) として 6,200	H26.9.18
75	グリホサートナトリウム塩	未審議	-	N-(ホスホノメチル)グリシン (別名グリホサート) として 6,200	H26.9.18
76	グルホシネート	DL-ホモアラニン-4-イル (メチル)ホスフィン酸 (別名グルホシネート酸) として 24	H22.7.5	DL-ホモアラニン-4-イル (メチル)ホスフィン酸 (別名グルホシネート酸) として 10,000	H21.2.18
77	グルホシネート P ナトリウム塩	DL-ホモアラニン-4-イル (メチル)ホスフィン酸 (別名グルホシネート酸) として 24	H22.7.5	DL-ホモアラニン-4-イル (メチル)ホスフィン酸 (別名グルホシネート酸) として 10,000	H21.2.18
78	クレソキシムメチル	950	H25.9.11	16	H23.3.22
79	クレトジム	未審議	-	2,400	H26.12.10
80	クロチアニジン	250	H23.2.15	2.8	H28.9.27
81	クロマフェノジド	710	H23.7.4	97	H28.1.26
82	クロメプロップ	16	H23.2.15	36	H21.5.7
83	クロラントラニリプロール	690	H21.5.27	2.9	H21.2.18
84	クロリムロンエチル	200	H21.2.18	3.7	H21.2.18
85	クロールチアミド又は D C B N	53	H25.2.6	4,100	H28.9.27
86	クロールピリホス	未審議	-	0.046	H22.6.22
87	クロールフェナピル	69	H24.10.10	0.7	H22.3.3
88	クロールタリム	6.9	H25.6.13	15	H28.1.26
89	クロロタロニル又は T P N	未審議	-	8	H20.11.25
90	シアゾファミド	450	H25.2.6	8.8	H25.9.11
91	シアナジン	未審議	-	29	H26.7.10
92	シアナミド	未審議	-	シアナミドとして 670	H23.3.22
93	カルシウムシアナミド又は石灰窒素	未審議	-	シアナミドとして 670	H23.3.22
94	シアントラニリプロール	25	H26.5.16	1.8	H25.6.13
95	ジウロン又は D C M U	未審議	-	25	H25.9.11
96	ジエトフェンカルブ	1,100	H28.7.1	980	H26.5.16
97	シエノピラフェン	100	H24.10.10	0.29	H19.11.1
98	ジカンバ又は M D B A	2-メトキシ-3,6-ジクロロ安息香酸 (別名ジカンバ酸又は M D B A 酸) として 930	H22.1.12	2-メトキシ-3,6-ジクロロ安息香酸 (別名ジカンバ酸又は M D B A 酸) として 8,800	H21.5.7
99	ジカンバカリウム塩又は M D B A カリウム塩	2-メトキシ-3,6-ジクロロ安息香酸 (別名ジカンバ酸又は M D B A 酸) として 930	H22.1.12	2-メトキシ-3,6-ジクロロ安息香酸 (別名ジカンバ酸又は M D B A 酸) として 8,800	H21.5.7

	農薬名	水濁基準値 (µg/L)	告示日	水産基準値 (µg/L)	告示日
100	ジカンバジメチルアミン塩又は M D B A ジメチルアミン塩	2-メトキシ-3,6-ジクロロ安息香酸 (別名ジカンバ酸又は M D B A 酸) として 930	H22.1.12	2-メトキシ-3,6-ジクロロ安息香酸 (別名ジカンバ酸又は M D B A 酸) として 8,800	H21.5.7
101	ジクロシメット	13	H23.4.4	860	H22.10.18
102	シクロスルファミロン	未審議	-	3.5	H21.2.18
103	シクロプロトリン	220	H28.4.13	26	H25.6.13
104	ジクロベニル又は D B N	20	H28.9.27	150	H28.9.27
105	ジクワットジプロミド又はジクワット	未審議	-	13	H28.4.13
106	ジスルホトン又はエチルチオメトン	未審議	-	3.2	H21.10.6
107	ジチアノン	20	H25.3.18	5.9	H24.10.10
108	ジチオピル	9.5	H23.7.4	56	H25.2.6
109	ジノテフラン	580	H22.3.26	24,000	H20.11.25
110	シハロトリン	未審議	-	0.0081	H22.10.18
111	シハロホップブチル	未審議	-	33	H26.5.16
112	ジフェノコナゾール	25	H25.10.21	75	H25.11.29
113	シフルトリン	未審議	-	0.0061	H22.6.22
114	シフルフェナミド	100	H25.3.18	100	H25.11.29
115	ジフルフェニカン	610	H27.6.30	0.64	H27.2.5
116	ジフルベンズロン	未審議	-	0.43	H22.12.2
117	シフルメトフェン	240	H24.10.10	6.3	H22.3.3
118	ジフルメトリム	3.7	H24.7.6	3.5	H27.4.7
119	シプロジニル	71	H26.4.7	2.7	H25.6.13
120	シメコナゾール	22	H23.4.4	1,400	H25.9.11
121	ジメタメトリン	25	H25.9.11	12	H20.11.25
122	ジメテナミド	100	H22.1.12	29	H21.2.18
123	ジメテナミド P	100	H22.1.12	29	H21.2.18
124	ジメトエート	未審議	-	200	H25.2.6
125	ジメトモルフ	290	H24.7.6	670	H25.3.18
126	シメトリン	未審議	-	6.2	H19.4.18
127	シモキサニル	34	H27.11.30	560	H26.7.10
128	シラフルオフェン	290	H22.7.5	0.067	H23.2.23
129	ジラム	未審議	-	0.96	H26.12.10
130	シロマジン	47	H25.3.18	9,700	H28.5.9
131	ストレプトマイシン硫酸塩又はストレプトマイシン	未審議	-	1, 1' - { 1 - L - (1, 3, 5 / 2, 4, 6) - 4 - [5 - デオキシ - 2 - O - (2 - デオキシ - 2 - メチルアミノ - L - グルコピラノシル) - 3 - C - ホルミル - L - リキソフランシルオキシ] - 2, 5, 6 - トリハイドロキシシクロヘキサ - 1, 3 - イレン } ジグアニジン (別名ストレプトマイシン [遊離塩基]) として	H27.4.7
132	スピネトラム	63	H22.7.5	310	H21.5.18
133	スピノサド	63	H24.4.6	未審議	-
134	スピロジクロフェン	34	H25.9.11	100	H22.3.3
135	スピロテトラマト	310	H24.1.11	240	H23.7.1
136	スピロメシフェン	58	H24.10.10	9.2	H22.2.1
137	スルホキサフロル	110	H28.4.13	39,000	H26.4.7
138	セトキシジム	未審議	-	7,200	H25.6.13
139	ダイアジノン	未審議	-	0.077	H26.5.16
140	ダイムロン	790	H22.3.26	42	H19.11.1
141	タウフルバリネート又はフルバリネート	未審議	-	0.18	H25.9.11
142	ダゾメット	未審議	-	610	H27.4.7
143	ターバシル	未審議	-	60	H27.2.5
144	チアクロプリド	未審議	-	840	H25.2.6
145	チアジニル	100	H23.4.7	未審議	-
146	チアメトキサム	47	H23.2.15	3.5	H28.9.27
147	チウラム	未審議	-	10	H22.6.22
148	チオジカルブ	未審議	-	2.7	H27.2.5
149	チオシクラムシウ酸塩又はチオシクラ	未審議	-	1.9	H21.5.7
150	チオファネートメチル	未審議	-	100	H27.9.14
151	チオベンカルブ又はベンチオカーブ	20	H24.7.6	26	H26.9.18
152	チフェンスルフロメチル	未審議	-	6,400	H28.5.9
153	チフルザミド	37	H25.10.21	140	H24.4.6
154	デシルアルコール	設定不要	-	140	H24.1.11

	農薬名	水濁基準値 (µg/L)	告示日	水産基準値 (µg/L)	告示日
155	デスメディファム	未審議	-	34	H25.10.21
156	テトラコナゾール	未審議	-	280	H27.6.30
157	テニルクロール	未審議	-	17	H26.12.10
158	テブコナゾール	77	H23.10.18	260	H25.9.11
159	テブチウロン	未審議	-	100	H28.5.9
160	テブフェノジド	42	H22.12.1	83	H26.12.10
161	テブフェンピラド	未審議	-	1.8	H27.4.7
162	テブフロキン	100	H25.2.6	76	H23.3.22
163	テブラロキシジム	100	H28.7.1	未審議	-
164	テフリルトリオン	2	H21.10.23	5,300	H20.11.25
165	テフルトリン	未審議	-	0.0064	H19.11.1
166	テフルベンズロン	26	H27.6.30	未審議	-
167	トブラメゾン	7	H25.6.13	9,500	H25.3.18
168	トラロメトリン	未審議	-	0.0063	H20.11.25
169	トリアジフラム	23	H23.7.4	250	H24.7.6
170	トリアファモン	50	H28.4.13	3,500	H28.4.13
171	トリクロルホン又は D E P	未審議	-	0.11	H26.9.18
172	トリシクラゾール	未審議	-	2100	H27.2.5
173	トリネキサパックエチル	15	H25.6.13	未審議	-
174	トリフルミゾール	39	H26.12.10	86	H21.8.3
175	トリフルラリン	63	H25.10.21	24	H21.2.18
176	トリフロキシストロピン	100	H24.4.6	1.5	H24.1.11
177	トリフロキシスルフロキサトナトリウム塩	未審議	-	28	H26.12.10
178	トリホリン	未審議	-	910	H28.5.9
179	トルフェンピラド	14	H24.1.11	0.099	H25.2.6
180	トルブロカルブ	530	H27.9.14	1,800	H26.7.10
181	ニテンピラム	未審議	-	9,900	H20.11.25
182	ノバルロン	29	H25.2.6	0.017	H26.9.18
183	パクロブトラゾール	53	H22.3.26	2,500	H27.9.14
184	パラコートジクロリド又はパラコート	未審議	-	240	H22.2.1
185	バリダマイシン A 又はバリダマイシン	未審議	-	10,000	H26.7.10
186	ハロスルフロメチル	260	H24.4.6	5	H21.2.18
187	ピカルブトラゾクス	未審議	-	34	H28.7.1
188	ピコキシストロピン	120	H28.5.9	2.2	H27.6.30
189	ビスピリバックナトリウム塩	未審議	-	1,200	H24.1.11
190	ピフェナゼート	26	H24.1.11	46	H23.10.18
191	ピフェントリン	26	H23.10.18	0.0058	H26.7.10
192	ピフルブミド	10	H26.9.18	16	H25.10.21
193	ヒメキサゾール又はヒドロキシイソキサゾール	未審議	-	2,800	H27.4.7
194	ピメトロジン	34	H24.1.11	9,300	H26.5.16
195	ピラクロストロピン	90	H24.4.6	0.6	H22.12.2
196	ピラクロニル	11	H23.7.4	3.8	H19.4.18
197	ピラソスルフロメチル	20	H27.6.30	0.87	H19.11.1
198	ピラゾリネート又はピラゾレート	未審議	-	53	H28.7.1
199	ピラフルフェンエチル	450	H25.2.6	0.82	H22.10.18
200	ピリオフェノン	240	H25.10.21	130	H24.7.6
201	ピリダベン	10	H25.9.11	0.051	H23.10.18
202	ピリダリル	74	H24.1.11	0.38	H28.9.27
203	ピリフタリド	14	H23.4.7	33	H25.6.13
204	ピリブチカルブ	23	H23.2.15	10	H21.5.18
205	ピリフルキナゾン	10	H22.1.12	0.27	H20.11.25
206	ピリブロキシフェン	260	H25.2.6	7.5	H26.12.10
207	ピリベンカルブ	100	H24.1.11	60	H21.12.22
208	ピリミジフェン	3.9	H26.9.18	0.21	H23.3.22
209	ピリミスルファン	930	H22.3.26	20	H20.6.2
210	ピリミノバックメチル	50	H25.3.18	5,900	H22.2.1
211	ピロキサスルホン	50	H26.7.10	0.74	H26.7.10
212	ピロキロン	50	H28.7.1	3,300	H21.5.18
213	ファミキサドン	15	H26.9.18	1.2	H24.7.6
214	フィプロニル	未審議	-	19	H23.10.18
215	フェナリモル	未審議	-	600	H26.7.10
216	フェノキサスルホン	450	H26.5.16	0.93	H25.3.18
217	フェノキサニル	18	H23.4.4	600	H22.6.22
218	フェノチオカルブ	39	H27.11.30	9.0	H22.12.2
219	フェノブカルブ又は B P M C	未審議	-	1.9	H24.10.10
220	フェリムゾン	50	H22.3.26	620	H22.3.3
221	フェンアミドン	74	H24.10.10	7.3	H25.2.6
222	フェントエート又は P A P	7.7	H25.9.11	0.077	H25.3.18
223	フェントラザミド	13	H23.4.4	6.0	H24.7.6
224	フェンバレレート	未審議	-	0.042	H28.9.27

	農薬名	水濁基準値 (µg/L)	告示日	水産基準値 (µg/L)	告示日
225	フェンピラザミン	310	H25.6.13	550	H23.3.22
226	フェンピロキシメート	25	H26.5.16	0.32	H27.4.7
227	フェンブコナゾール	79	H25.3.18	未審議	-
228	フェンヘキサミド	450	H25.9.11	120	H24.10.10
229	フェンメディファム	120	H28.5.9	2.9	H27.11.30
230	フサライド	未審議	-	87	H20.6.2
231	ブタクロール	26	H25.3.18	3.1	H24.10.10
232	ブタミホス	20	H23.7.4	62	H26.4.7
233	ブトルアリン	26	H24.1.11	11	H26.5.16
234	ブプロフェジン	23	H22.12.1	80	H22.3.3
235	フラメトビル	10	H25.9.11	140	H25.3.18
236	フルアクリピリム	150	H25.3.18	17	H24.4.6
237	フルアジナム	20	H27.6.30	9.3	H22.12.2
238	フルアジホップブチル又はフルアジホップ	未審議	-	フルアジホップブチル及びフルアジホップPブチルの和として82	H28.4.13
239	フルアジホップPブチル又はフルアジホップP	未審議	-	フルアジホップブチル及びフルアジホップPブチルの和として82	H28.4.13
240	フルオピコリド	210	H25.2.6	130	H28.9.27
241	フルオピラム	31	H25.6.13	650	H24.7.6
242	フルオリイミド	240	H27.11.30	320	H25.11.29
243	フルキサピロキサド	55	H25.6.13	29	H25.6.13
244	フルジオキソニル	870	H23.10.18	77	H23.10.18
245	フルシトリネート	未審議	-	0.0055	H21.5.7
246	フルスルファミド	未審議	-	29	H27.4.7
247	フルセトスルフロ	100	H21.2.18	7,900	H20.6.2
248	フルチアセットメチル	2	H27.9.14	未審議	-
249	フルチアニル	6,300	H24.10.10	85	H23.2.23
250	フルトラニル	230	H22.3.26	310	H21.5.18
251	フルピラジフロ	82	H27.11.30	6.1	H27.11.30
252	フルフェナセット	29	H26.9.18	130	H25.10.21
253	フルフェノクスロン	98	H25.2.6	0.017	H21.10.6
254	フルプロパネートナトリウム塩又はテトラピオン	10	H26.7.10	3,500	H28.9.27
255	フルベンジアミド	45	H24.10.10	5.8	H22.10.18
256	フルボキサム	21	H21.5.27	230	H20.6.2
257	フルミオキサジン	47	H27.6.30	未審議	-
258	フルルプリミドール	39	H25.11.29	未審議	-
259	ブレチラクロール	47	H22.7.5	2.9	H24.1.11
260	ブロクロラス	未審議	-	310	H26.5.16
261	ブロシミドン	未審議	-	420	H23.7.1
262	ブロスルホカルブ	50	H21.10.23	49	H20.6.2
263	ブロチオホス	未審議	-	0.2	H26.5.16
264	フロニカミド	190	H20.12.1	9,800	H25.10.21
265	プロバモカルブ塩酸塩	770	H24.7.6	10,000	H22.6.22
266	プロバルギット又はB P P S	26	H26.7.10	未審議	-
267	プロピコナゾール	50	H27.2.5	560	H26.4.7
268	プロビザミド	50	H26.12.10	未審議	-
269	プロヒドロジャスモン	370	H24.10.10	200	H25.9.11
270	プロピネブ	未審議	-	21	H27.6.30
271	プロピリスルフロ	29	H22.7.5	11	H21.5.18
272	プロフェノホス	未審議	-	0.077	H22.3.3
273	プロヘキサジオンカルシウム塩	未審議	-	9,300	H25.6.13
274	プロベナゾール	未審議	-	270	H22.6.22
275	プロマシル	未審議	-	27	H26.12.10
276	フロメトキン	未審議	-	0.057	H27.9.14
277	フロメトリン	未審議	-	35	H20.11.25
278	プロモブチド	100	H22.7.5	480	H21.5.7
279	ヘキサコナゾール	未審議	-	290	H28.9.27
280	ヘキサジノン	130	H25.6.13	41	H25.3.18
281	ヘキシチアゾクス	未審議	-	36	H23.10.18
282	ペノキスラム	130	H23.7.4	230	H25.2.6
283	ペラルゴン酸	設定不要	H27.11.30通知	ノナン酸(別名ペラルゴン酸)として4,600	H28.4.13
284	ペラルゴン酸カリウム塩	設定不要	H27.11.12通知	ノナン酸(別名ペラルゴン酸)として4,600	H28.4.13
285	ペルメトリン	未審議	-	0.17	H20.6.2
286	ベンシクロン	140	H23.4.7	100	H20.11.25
287	ベンジルアデニン又はベンジリアミノプリン	160	H27.9.14	1,900	H24.1.11

	農薬名	水濁基準値 (µg/L)	告示日	水産基準値 (µg/L)	告示日
288	ベンスルフロンメチル	500	H24.7.6	56	H21.8.3
289	ベンゾピシクロン	90	H22.12.1	34	H27.4.7
290	ベンゾフェナップ	5.3	H28.7.1	37	H20.6.2
291	ベンタゾンナトリウム塩又はベンタゾン	未審議	-	3-イソプロピル-3H-2,1,3-ベンゾチアジアジン-4-オラト=2,2-ジオキソド(別名ベンタゾン酸)として8,800	H21.10.6
292	ベンチアバリカルブイソプロピル	180	H24.10.10	870	H22.3.3
293	ベンチオピラド	200	H20.7.23	56	H19.11.1
294	ベンディメタリン	310	H25.2.6	14	H21.8.3
295	ベントキサゾン	610	H24.4.6	0.79	H18.12.4
296	ベンフラカルブ	未審議	-	0.99	H25.2.6
297	ベンフルフェン	53	H25.10.21	10	H24.7.6
298	ベンフルラリン又はベスロジン	10	H27.4.7	2.9	H22.6.22
299	ベンフレセート	69	H23.4.4	未審議	-
300	ボサロン	5	H27.6.30	0.073	H21.2.18
301	ボスカリド	110	H25.9.11	500	H22.2.1
302	ボスチアゼート	未審議	-	23	H25.10.21
303	ボラムスルフロン	1300	H23.4.7	9,700	H23.2.23
304	マンジプロパミド	100	H21.2.18	680	H20.6.2
305	マンデストロピン	500	H27.9.14	120	H26.7.10
306	マンネブ	未審議	-	18	H25.10.21
307	マイクロブタニル	63	H24.4.6	970	H26.7.10
308	ミルベメクチン	70	H23.10.18	1.0	H21.8.3
309	メコプロップカリウム塩又はM C P Pカリウム塩	(RS)-2-(4-クロロ-o-トリルオキシ)プロピオン酸(別名メコプロップ酸)として47	H21.10.23	(RS)-2-(4-クロロ-o-トリルオキシ)プロピオン酸(別名メコプロップ酸)として8,100	H21.8.3
310	メコプロップジメチルアミン塩又はM C P Pジメチルアミン塩	(RS)-2-(4-クロロ-o-トリルオキシ)プロピオン酸(別名メコプロップ酸)として47	H21.10.23	(RS)-2-(4-クロロ-o-トリルオキシ)プロピオン酸(別名メコプロップ酸)として8,100	H21.8.3
311	メコプロップPイソプロピルアミン塩	(RS)-2-(4-クロロ-o-トリルオキシ)プロピオン酸(別名メコプロップ酸)として47	H21.10.23	(RS)-2-(4-クロロ-o-トリルオキシ)プロピオン酸(別名メコプロップ酸)として8,100	H21.8.3
312	メコプロップPカリウム塩	(RS)-2-(4-クロロ-o-トリルオキシ)プロピオン酸(別名メコプロップ酸)として47	H21.10.23	(RS)-2-(4-クロロ-o-トリルオキシ)プロピオン酸(別名メコプロップ酸)として8,100	H21.8.3
313	メソトリオン	7	H21.10.23	4,300	H19.11.1
314	メソミル	未審議	-	1.5	H25.10.21
315	メタアルデヒド	58	H24.10.10	7,000	H26.9.18
316	メタゾスルフロン	71	H24.10.10	30	H23.10.18
317	メタフルミゾン	310	H24.7.6	5.8	H19.4.18
318	メタミホップ	11	H23.4.4	28	H22.12.2
319	メタラキシル	58	H24.4.6	メタラキシル及びメタラキシルMの水産動植物被害予測濃度の和として9,500	H19.11.1
320	メタラキシルM	58	H24.4.6	メタラキシル及びメタラキシルMの水産動植物被害予測濃度の和として9,500	H19.11.1
321	メチオゾリン	180	H28.7.1	190	H27.4.7
322	メチダチオン又はDMTP	未審議	-	0.11	H22.3.3
323	メトキシフェノジド	260	H23.4.7	370	H23.7.1
324	メトコナゾール	100 50	H28.5.9	210	H22.3.3
325	メトスルフロンメチル	未審議	-	870	H25.6.13
326	メトミノストロピン	42	H25.3.18	480	H21.5.18
327	メトラクロール	250	H22.1.12	23	H21.2.18
328	S-メトラクロール	250	H22.1.12	23	H21.2.18
329	メトリブジン	未審議	-	23	H26.5.16
330	メビコートクロリド	未審議	-	6,700	H26.7.10
331	メフェナセット	10	H22.3.26	32	H19.11.1
332	メプロニル	100	H24.7.6	420	H21.5.18
333	モリネート	5.5	H26.12.10	500	H28.9.27
334	ヨウ化メチル	10	H25.3.18	未審議	-
335	ヨードスルフロンメチルナトリウム塩	未審議	-	61	H19.4.18
336	リムスルフロン	未審議	-	980	H27.2.5

	農薬名	水濁基準値 (µg/L)	告示日	水産基準値 (µg/L)	告示日
337	ルフェヌロン	37	H25.2.6	0.041	H25.2.6
338	レナシル	未審議	-	15	H25.10.21
339	レピメクチン	53	H24.7.6	0.063	H20.6.2
340	酸化フェンブタスズ	未審議	-	0.2	H24.1.11

注: ・水濁基準値の単位はmg/Lをµg/Lに換算。
・水濁基準値 > 水産基準値 は網掛けで表示。